

公募型プロポーザル説明書

1 概要

(1) 業務の目的・内容

別紙「岡山県地震・津波被害想定詳細調査業務仕様書」のとおり。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日

(3) 業務実施上の条件

ア 予定する技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

なお、企業グループで参加する場合は、企業グループ全体で要件を満たすことで参加を可とする。

(ア) 技術者の種類

本業務を行う際には、次の技術者を配置すること。

- ・管理技術者 契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者
- ・照査技術者 成果物の内容について技術上の照査を行う者
- ・担当技術者 管理技術者のもとで業務を担当する者

(イ) 技術者資格

管理技術者と担当技術者は、原則、技術士（建設部門）またはRCCM（「地質」または「土質及び基礎」または「河川、砂防及び海岸・海洋」または「港湾及び空港」部門）を有する者とする。

(ウ) 業務実績

管理技術者は、平成23年度以降に次のaまたはbに示す業務1件以上の実績を有する者とする。

また、担当技術者のうち、1名は同様の実績を有する者とする。

- a 地震被害想定調査と同種または類する業務
- b 津波浸水想定区域図作成と同種または類する業務

なお、同種・類する業務は次のとおり。

- a 地震動の計算を行うとともに、地震動により発生する人的・建物被害を含む広範な被害を算出する業務を同種とし、これらの一部のみを行う業務（地震動の計算を伴う構造物の耐震設計業務、自然災害による被害額算出業務など）を類する業務とする。
- b 津波の浸水シミュレーションにより、市町村単位以上の地域を対象とした浸水想定区域図を作成する業務を同種とし、その他浸水シミュレーションを行う業務を類する業務とする。

(エ) 手持ち業務量（提案書提出期限日時点）

管理技術者 手持ち業務（500万円以上）は10件未満である者とする。

イ 業務着手時及び成果品納入時の打合せには管理技術者が出席するものとする。

(4) 成果品

別紙「岡山県地震・津波被害想定詳細調査業務仕様書」のとおり。

2 担当部局

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県危機管理課広域防災班

電話 (086) 226-7946(ダイヤルイン)

電子メール kikikanri-bousaitaisaku@pref.okayama.lg.jp

3 参加表明書作成の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添資料2（様式-1～7）に示すとおりとし、A4版20枚以内とする。

なお、企業グループを構成する場合、様式-5の2枚目以降及び様式-6、様式-7は枚数に含めない。

(2) 内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
管理技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none">・管理技術者及び担当技術者について、経歴等を記載する。・プロポーザル方式による本業務以外の業務で予定技術者として特定された未契約の業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記する。・参加表明書の提出者以外の企業等に所属する者を担当技術者とする場合は、企業名等も記載すること。・記載様式は様式-2とする。
管理技術者の業務実績等	<ul style="list-style-type: none">・管理技術者及び担当技術者が過去に従事した主な業務について記載する。・記載する業務は、平成23年度以降に完了した業務とする。・記載する業務は、1(3)ア(ウ)に示すa及びbの業務とし、分野毎の記載件数は3件までとする。・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は当該業務を受託した企業名等を記載すること。・記載様式は様式-3とする。ただし、業務1件につき、A4版1枚までの図面、写真等の添付を行ってよい。
再委託及び技術協力の予定	<ul style="list-style-type: none">・他の測量・建設コンサルタント等に再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先の名称及び再委託又は協力を求める内容を記載する。・記載様式は様式-4とし、A4版1枚とする。
企業の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none">・平成23年以降の同種又は類似業務の実績を記載する。・記載様式は様式-5とし、A4版1枚とする。・企業グループを構成して参加する場合には、全構成員分の様式を作成し、提出する。

企業グループの構成	<p>※企業グループを構成して参加する場合のみ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表企業、構成員の情報を記載する。 ・記載様式は様式－6とする。
委任状	<p>※企業グループを構成して参加する場合のみ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業グループの構成員から代表企業に対し、権限を委任する旨を記載する。 ・記載様式は様式－7とする。

(3) 契約書の写し

同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

4 本説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は電子メールにより受け付ける。

なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びメールアドレスを併記するものとする。

ア 受付先 2に同じ

イ 受付期間 令和6年5月14日（火）から令和6年5月17日（金）午後5時まで

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した後、すみやかに全参加者に電子メールにより行う。ただし、軽微なものは質問者のみに回答する。

5 提出者に要求される資格及び提出者を選定する基準

(1) 提案書の提出者に要求される資格

別紙「公告」の「2 公募型プロポーザル参加資格」のとおり。

(2) 提案書の提出者を選定する基準

評価項目	評価の着目点
管理技術者の資格及び経験	<p>管理技術者の資格及び経験について、以下の着目点により総合的に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者が有する技術者資格 ・管理技術者が平成23年度以降に担当した同種または類似業務の実績の内容 ・管理技術者の手持ち業務の件数
再委託の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託の内容が、主たる部分もしくは秘密保持に係る部分ではないか。
企業の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度以降の同種又は類似業務の実績。 (企業グループを構成して参加する場合には、グループ全体での実績)

(3) 提案書の提出者の選定者数

提案書の提出者の選定者数は5者程度とする。ただし、同評価の提出者が複数存在する場合にはこの限りではない。

(4) 提案書の提出者として選定した者には、岡山県危機管理監から電子メールにより通知する。

6 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由を電子メールにより、岡山県危機管理監から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に、書面（様式は自由）の電子メール送付により、岡山県危機管理監に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に電子メールにより行う。

(4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

ア 受付場所 2に同じ

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

7 提案書作成の留意事項

(1) 提案書の作成方法

提案書の様式は別添資料3（様式-1～6）とし、A4版で10枚以内とする。

(2) 提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・配置予定の管理技術者、照査技術者、担当技術者を記載する。・担当技術者は担当する業務分野を記載することとし、代表技術者を3名まで記載できる。なお、業務分野については、各担当技術者のこれまでの業務実績や工程計画との整合等に配慮すること。・記載様式は様式-2とする。
業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none">・業務の実施方針について記載する。・記載様式は様式-3とし、A4版1枚とする。
業務の実施手法	<ul style="list-style-type: none">・業務の実施手法について、具体的に記載する。・記載様式は様式-4とし、A4版3枚以内とする。
業務の工程計画	<ul style="list-style-type: none">・業務の工程計画について記載する。・記載様式は様式-5とし、A4版1枚とする。
その他	<ul style="list-style-type: none">・業務内容に対する独自提案、県内常駐技術士数等を記載する。・記載様式は様式-6とし、A4版1枚とする。

※業務の実施方針及び実施手法については、岡山県の地域特性や近年の地震災害の特徴などを踏まえて提案すること。

(3) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積を提出すること。

(4) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

8 プレゼンテーション

(1) 以下のとおりプレゼンテーションを行う。

ア 実施方法 オンライン会議システム（Zoom）により実施予定

イ 日時 令和6年6月18日（火）（予定）

ウ 出席者 管理技術者（担当技術者も同席可）

エ 時間 1者の説明時間は30分以内、提案に対する質問・回答を合わせ40分以内

(2) プレゼンテーションの実施日時、留意事項等は別途通知する。

(3) プレゼンテーション時に追加資料等は認めないものとする。

9 評価基準

(1) 提案書の評価項目等は以下のとおりである。

企業の業務実績、技術者の資格及び経験については、参加表明書により評価する。

評価項目	評価の着目点
技術者の資格及び経験	管理技術者の資格及び経験について、以下により総合的に評価する。 <ul style="list-style-type: none">・管理技術者が有する技術者資格・管理技術者が平成23年度以降に担当した同種または類似業務の実績の内容・手持ち業務（500万円以上）の件数
	担当技術者の資格及び経験について、以下により総合的に評価する。 <ul style="list-style-type: none">・担当技術者が有する技術者資格・担当技術者が平成23年度以降に担当した同種または類似業務の実績の内容
業務実施方針等	業務実施方針等について、以下により総合的に評価する。 <ul style="list-style-type: none">・仕様書等の理解度・実施方針、手法の妥当性・工程計画の妥当性・技術者の配置計画の妥当性・地域特性、近年の災害被害の反映 業務実施方針において、再委託の内容が主たる部分(注) もしくは秘密保持に係る部分である場合には、最優秀提案者に特定されない。 (注)「主たる部分」：設計業務共通仕様書、第1128条再委託に準じる。
独自提案	提案された独自提案等について、総合的に評価する。

地域技術力	<p>地域技術力について、地域の精通度等以下により総合的に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の常駐技術士数 <p>ただし、建設部門の「土質及び基礎」または「河川、砂防及び海岸・海洋」または「港湾及び空港」、応用理学部門の「地球物理及び地球科学」または「地質」の技術士数。</p>
-------	---

10 非特定理由に関する事項

- (1) 最優秀提案者とならなかった者に対しては、その旨とその理由を電子メールにより、岡山県危機管理監から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、岡山県危機管理監に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ア 受付場所 2に同じ
 - イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

11 契約書

県ホームページ 業務委託関係（測量・建設コンサルタント関係）により委託契約書を作成するものとする。

12 支払い

業務完了後の支払いとする。

13 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者および提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (5) 提出された参加表明書は返却しない。
- (6) 特定されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書の様式（別添資料3、様式-1）に明記するものとする。返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意思がないものとする。なお、提出された提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (7) 参加表明書及び提案書に記載した管理技術者・担当技術者は、原則として変更できない。

ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格及び経験を有する技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。